

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例(平成24年11月9日京都市条例第19号)

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)

京都市市民スポーツ会館及び同施設内会議室について、市民のスポーツ施設の利用促進を図るため、開館時間を延長し、その使用料を設定する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

1 開館時間の延長

現 行	改 正 案
午前9時から午後9時まで	午前8時から午後10時まで

2 開館時間の延長に伴う使用料の追加設定

従前設定した「午前9時から正午まで」、「午後1時から午後5時まで」、「午後5時30分から午後9時まで」及び「午前9時から午後9時まで」の料金設定を残したまま、新たに以下の料金設定を追加する。

区 分			京都市体育館の競技場の全面と併用する場合	
			アマチュアスポーツ	その他
体 育 室	休 日 等	午前8時から正午まで	円 8,800	円 23,800
		午後5時30分から午後10時まで	21,000	62,000
		午前8時から午後10時まで	41,800	120,800
		午前8時から午後9時まで	36,800	106,800
		午前9時から午後10時まで	40,000	119,000
	そ の 他 の 日	午前8時から正午まで	7,500	18,500
		午後5時30分から午後10時まで	17,000	49,000
		午前8時から午後10時まで	33,500	93,500
		午前8時から午後9時まで	29,500	82,500
		午前9時から午後10時まで	32,000	92,000

区 分		京都市体育館の競技場の全面と併用する場合	その他
第 1 会 議 室	午前 8 時から正午まで	円 2,900	円 4,700
	午後 5 時 30 分から午後 10 時まで	5,000	7,800
	午前 8 時から午後 10 時まで	10,200	18,200
	午前 8 時から午後 9 時まで	9,000	17,000
	午前 9 時から午後 10 時まで	9,600	17,600
第 2 会議室, 第 3 会議室 及び第 4 会議室	午前 8 時から正午まで	1,800	3,000
	午後 5 時 30 分から午後 10 時まで	3,200	5,000
	午前 8 時から午後 10 時まで	6,500	11,800
	午前 8 時から午後 9 時まで	5,800	11,100
	午前 9 時から午後 10 時まで	6,200	11,500

備考 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年11月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第 19 号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

第4条中「午前9時から午後9時まで」を「午前8時から午後10時まで」に改める。

別表第1 体育室の項から第2 会議室，第3 会議室及び第4 会議室の項までを次のように改める。

体育室	アマチュアスポーツ	A	8,800	A	7,500	12,000	9,000	C	21,000	C	17,000	E	41,800	E	33,500
		F		F				F	36,800	F	29,500				
		B	7,000	B	6,000	35,000	26,000	D	16,000	D	13,000	G	40,000	G	32,000
		H		H				H	35,000	H	28,000				
	その他	A	23,800	A	18,500	35,000	26,000	C	62,000	C	49,000	E	120,800	E	93,500
		F		F				F	106,800	F	82,500				
		B	22,000	B	17,000	35,000	26,000	D	48,000	D	38,000	G	119,000	G	92,000
		H		H				H	105,000	H	81,000				
	その他	全面使用 (1時間につき)											1,800		1,500
		部分使用	別に定める。												
第1 会議 室	体育館競技場の全面 と併用する場合	A			2,900	2,300		C			5,000	E			10,200
		F						F			9,000				
		B			2,300	5,700		D			3,800	G			9,600
		H						H			8,400				
	その他	A			4,700	5,700		C			7,800	E			18,200
		F						F			17,000				
		B			4,100	5,700		D			6,600	G			17,600
		H						H			16,400				
第2 会議 室， 第3	体育館競技場の全面 と併用する場合	A			1,800	1,500		C			3,200	E			6,500
		F						F			5,800				

会議室及び第4会議室	B	1,500	3,800	D	2,500	G	6,200	
						H	5,500	
	その他	A		3,000	C	5,000	E	11,800
							F	11,100
	B	2,700		D	4,300	G	11,500	
						H	10,800	

別表第1備考1中「午前9時から正午」を「午前8時から正午」に改め、「午後5時30分から午後9時」を「午後5時30分から午後10時」に改め、「午前9時から午後9時」を「午前8時から午後10時」に改め、同備考中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 A欄からH欄までに掲げる額は、それぞれ次に掲げる時間の範囲内において運動公園の施設を使用した場合について適用する。

- (1) A欄 午前8時から正午まで
- (2) B欄 午前9時から正午まで
- (3) C欄 午後5時30分から午後10時まで
- (4) D欄 午後5時30分から午後9時まで
- (5) E欄 午前8時から午後10時まで
- (6) F欄 午前8時から午後9時まで
- (7) G欄 午前9時から午後10時まで
- (8) H欄 午前9時から午後9時まで

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)